

平成22年第3回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成22年 7月15日 開会

）

平成22年 7月15日 閉会

吉田町議会

平成22年第3回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月15日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○監査結果報告について	4
○議案第37号～議案第39号の一括上程、説明	14
○議案第37号の質疑、討論、採決	15
○議案第38号の質疑、討論、採決	16
○議案第39号の質疑、討論、採決	18
○追加日程について	22
○発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○町長あいさつ	24
○議長あいさつ	25
○閉会の宣告	25

開会 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日ここに、平成22年第3回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

先ごろ参議院議員選挙で全く中央が今混乱をしております、当局と話をしておりますけれども、全く先が見えないと、そういう状況になりました。しかし、それにもかかわらず行政というものは停滞が許されませんので、粛々と進めるわけでございますけれども、このようなときだからこそ、議員の皆様にもよりよく町政について御理解賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成22年第3回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、6番、片山 武君、7番、永田智章君を指名します。

◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎監査結果報告について

○議長（増田宏胤君） 日程第3、議会からの請求に基づく監査の報告について報告を行います。

これは平成22年5月24日に開催された第2回吉田町議会臨時会において、地方自治法第98条第2項の規定に基づき、監査請求したことによる監査結果報告であります。

それでは、監査報告をお願いします。

監査委員、中島博範君。

〔監査委員 中島博範君登壇〕

○監査委員（中島博範君） 皆さん、おはようございます。

監査請求に基づいて監査結果報告をさせていただきます。

お手元の資料によりましてお話ししたいと思います。

まず、めくっていただきますと、左側に目次がございます、1番から内容等々が記載されています。朗読の形で説明させていただきます。

吉監第11号、平成22年7月14日、吉田町議会議長増田宏胤様、吉田町長田村典彦様については、昨日、この監査報告書を提出いたしました。吉田町監査委員、中島博範、同八木宣和。

それでは、続いて説明していきます。

監査請求に関する決議に基づく監査の結果について（報告）。

平成22年5月24日付吉議第19号をもって請求された「監査及び結果報告の請求について」（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第98条第2項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり報告いたします。

記

第1、監査の概要

1、監査の期間、平成22年5月25日から同年7月13日。2、監査の対象、元吉田町職員増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに退職手当金支払い事務に関する事項。3、実施した監査の経緯、本件監査請求は、監査の対象に係る事務処理について、退職手当制度の正しい理解がなされた上で適正に公金が支出されたかどうか、その請求の趣旨に沿って一連の事務経緯全体をとらえて実施するものである。

監査に当たっては、11年前の平成11年4月19日に遡及する退職行為であることから、監査

対象機関による関係書類の提出や閲覧のみによらず、自治法第199条第8項に基づき当時の事務に携わった関係人すべてに出頭を求めたり、出向いたりして事務処理の経緯や判断など、正確な事実関係を把握することに努めて実施した。

第2、監査の実施

1、監査の着眼点、平成11年4月19日に退職した元吉田町職員増田宏胤氏の勧奨退職に関しては、次の事項を監査の着眼点とした。

(1) 吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職することについての承認が適切に行われたか。

(2) 退職の主たる理由が選挙に立候補するためであったか。

(3) 退職手当に係る手続が適正に行われているか。

2、監査対象機関、総務課。

3、関係人、ア、退職者、イ、退職の承認及び退職手当の手続に携わった職員（職名は当時）町長、助役、収入役、教育長、総務課長、総務課長補佐、行政主幹、人事係長、総務課主任、ウ、退職手当支給者（静岡県市町総合事務組合）。

4、監査対象機関（総務課）の監査、平成11年4月19日に退職した元吉田町職員増田宏胤氏の勧奨退職に係る手続内容などを審査するため、当該勧奨退職に関する関係書類一式を求め、吉田町職員優遇退職制度及び特別負担金の支出など、課長及び担当職員から下記のとおり説明を受けた。

(1) 退職願の提出、優遇退職制度の適用を受けて退職する場合には、要綱に定める退職願を提出することになっている。一方、普通退職（自己都合）する場合には、特に定めてある様式がないので、職員それぞれが任意の様式で退職日等を明記して提出している。

(2) 運用指針の制定、勧奨退職は、第一義的に町の実施要綱に基づいて適用するものであるが、昨年的一般質問を契機に、これまで不明確であった町長の認める場合の特別の事情を明確にし、適正な運用を行うために運用指針を制定した。特例を認める場合の要件としては、その適用を受ける場合に具体的な事情を記述した理由書の添付や退職日繰り上げ願書を提出し、町長の承認を受けることを義務づけた点を特徴としている。

(3) 退職手当の手引、静岡県市町村職員退職手当組合（以下「事務組合」という。）が作成した「退職手当の手引」に、「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勧奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があり、担当課としてはこの手引を遵守するものであると認識している。

(4) 特別負担金の支出、増田宏胤氏の特別負担金は、当時の吉田町職員の給与に関する規則第16条第3号の規定の適用に加え、吉田町職員優遇退職実施要綱第6条に基づく特別昇給をした後の最終給料月額が基礎になるほか、退職前3年の昇給経過を踏まえて事務組合が裁定している。町はこの裁定に基づいて特別負担金790万2,008円を事務組合に納付した。

5、関係人に対する調査、自治法第199条第8項に基づく関係人調査を以下のとおり実施した。

(1) 退職者、平成22年6月24日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けた経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。①総務課から所定様式を受領して退職願を総務課長に提出した。②退職願を総務課長に提出した際、家庭におけるやむを得ない事情があることを告げると同時に、当時町内会から町議会議員選挙の出馬要請を受け

ていたが断り切れない事情があることを告げた。③事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勧奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは知らなかった。④「退職手当請求書」の退職理由に、退職の主因となった家庭の事情を直接記載したくない思いから理由の一つであった「吉田町議会議員選挙立候補のため」を記載した。

(2) 退職の承認及び退職手当の手續に携わった職員（職名は当時）でございます。

ア、町長、平成22年6月24日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①当時の総務課長から増田宏胤氏の退職について申し入れがあり、吉田町職員優遇退職制度の適用を認めた。②事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勧奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは最近知った。③増田宏胤氏が選挙に立候補することは全く知らなかったし、退職手当請求書における勧奨退職への修正についても知らなかった。④特別な事情のある場合は、町長の裁量の中で行うことが要綱で定められているので問題はない。

イ、助役、平成22年6月28日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①勧奨退職の適用については、当時、一定のルール（榛原郡町村会申し合わせ）があり、それに基づいて退職勧奨が口頭で行われていた。②増田宏胤氏の退職理由について、結果的に見れば選挙に立候補するためであったと考えられるが、本質的なことはわからない。③事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勧奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは知らなかった。

ウ、収入役、平成22年6月28日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①当時の職員の退職は、定年前に退職することが既成事実としてあり、勧奨退職制度の適用による退職は慣例化していた。②事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勧奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは知らなかった。

エ、教育長、平成22年6月28日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①吉田町職員優遇退職実施要綱の適用については、吉田町長が承認する行為であり、特別の事情についても全く知らない。②事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勧奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは知らなかった。

オ、総務課長、平成22年6月28日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①定年退職前の職員は勧奨退職が慣例化していたため、必ず6月までに退職勧奨が口頭で行われていた。②退職日の繰り上げを申し出る職員には、極力年度末までの退職の慰留に努めていたが、個人的な事情でやむを得ない状況などは、その都度、弾力的に特別な事情が認

められていた。③増田宏胤氏の勸奨退職の取り扱いを町長に要請した。その際、退職日を繰り上げる必要があること理由として、主に家庭の事情を申し添えた。④事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勸奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは知らなかった。⑤退職手当請求書に「吉田町議会議員選挙、立候補のため」と記載されているものを、見え消しにより、「勸奨退職」としているが、この場合、本来なら本人に確認して適正な事務処理をすべきであった。

カ、総務課長補佐、平成22年6月24日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①退職勸奨を文書で行っていたことはなかった。②増田宏胤氏が退職する際に特別な事情があったと思うが、詳しい事情は知らない。③事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勸奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは知らなかった。④退職理由の修正について相談を受けたか、また、修正の指示をしたかについては記憶にない。⑤吉田町職員優遇退職実施要綱に基づき承認された以降の事務について、当時、県議会議員選挙、町長・町議会議員選挙などの事務従事に忙殺され、退職関係書類の審査を十分に行えなかった。

キ、行政主幹、平成22年6月28日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①当時、県議会議員選挙、町長・町議会議員選挙に加えて地域振興券の支給事務も行っているなど、退職関係書類の審査を十分に行えなかった。②事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勸奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは知らなかったし、退職手当の手引があること自体を知らなかった。

ク、人事係長、平成22年6月28日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①勸奨退職の承認手続の際、出張または休暇であったかは記憶にないが、不在にしていたため勸奨退職に至った経緯を知らない。②退職手当請求書に「吉田町議会議員選挙、立候補のため」と記載されているが、修正した経緯を知らない。

ケ、総務課主任、平成22年6月28日に出頭を求め、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用の経緯などについて事情を聴取し、以下のとおり確認した。

①当時、係長が出張または休暇のいずれかの理由により不在であったため、当該退職事務を担当した。②事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勸奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは当然知っていた。③退職手当請求書の退職理由に「吉田町議会議員選挙、立候補のため」との記述がされていたため、勸奨退職が認められない旨を課長補佐に相談したところ、修正の指示を受けた。④退職手当請求書の退職理由欄は、「勸奨退職」や「普通退職」のように所定の記述方法がある。見え消しにより「勸奨退職」としたのは、退職の承認決済により、勸奨退職であることが容易に判断できたので、そのように修正した。⑤当時、県議会議員選挙、町長・町議会議員選挙に加えて地域振興券の支給事務など、総務課職員が忙殺され、当該事務処理の精度は低いものになってしまった。

(3) 退職手当支給者、平成22年7月1日に静岡県市町総合事務組合（静岡市）に出向き、同事務局の次長及び副主任から平成11年4月19日に退職した元吉田町職員増田宏胤氏の勸奨退職に係る手続内容について事情を聴取し、以下の確認をした。

①組合の退職手当条例は、国の準則案に基づいて組合議会が議決している。条例の運用に当たっても、国家公務員退職手当法の運用方針に準拠している。②退職手当の手引は、組合が国家公務員退職手当法に準拠していることを踏まえ、退職手当条例の適正な運用を図るために解説したものである。組合としては、例年、事務担当者説明会で活用し、適正な運用が行われるよう構成市町に働きかけている。③特別負担金については、基本的に「勸奨退職」と「自己都合退職」との差額分を町が負担するものであり、増田宏胤氏の場合はその全額が勸奨退職したことによる額である。④退職手当請求書の退職理由欄に記載された「吉田町議会議員選挙、立候補のため」の修正経緯について、当時、町から組合に相談があったかどうか、組合が町に修正を指示したかは不明であるが、退職勸奨記録が添付され、退職理由欄に「吉田町議会議員選挙、立候補のため」と記載されていたならば、当然チェックをかけていたはずである。⑤退職手当請求書の退職理由欄は、本来条例に規定されている退職種別を記入するが、今回の「吉田町議会議員選挙、立候補のため」を「勸奨退職」に修正した判断は、町（任命権者）の決定であると認識している。組合は、修正後に記載された退職手当請求書の「勸奨退職」及び町の「退職勸奨記録」添付に基づき勸奨による退職であったことと判断し、退職手当の支給を行った。

第3、監査の結果、1、認定した事実、監査の結果、認定した主な事実は次のとおりである。

(1) 優遇退職実施要綱の適用、元吉田町職員増田宏胤氏の勸奨退職は、吉田町職員優遇退職実施要綱を適用した。退職勸奨年月日、平成11年4月16日、職員の応諾年月日、平成11年4月16日、退職日、平成11年4月19日、ア、退職勸奨等の手続について、退職勸奨は、増田宏胤氏が提出した退職願に基づいて、総務課長が退職勸奨を申し入れし、町長が優遇退職制度の適用を認めた平成11年4月16日である。また、平成11年4月19日の退職の経緯について、総務課長から町長に告げられたことは、増田宏胤氏の家庭の事情が主であり、選挙に立候補するための事情で認めてはいない。イ、退職の承認について、増田宏胤氏の退職願の取り扱い、平成11年4月19日、同課主任によって起案され、同日に承認の決裁を受けた。

また、同日に増田宏胤氏の退職に伴う辞令書が交付された。

(2) 退職手当に係る手続、退職にかかわる退職手当についての手続は、平成11年4月19日に総務課主任が関係書類一式を増田宏胤氏に直接手渡した。その後、書類を受領してからの事務処理は、同主任と課長補佐との間で進められた。

また、「平成11年4月退職者に係る報告書の提出について」の決裁文書から、次の日付を確認することができたが、町から事務組合に提出された関係書類には、いずれも証明及び報告の日付がなかった。

なお、事務組合が当該文書を受け付けたのは、平成11年4月30日であった。起案日、平成11年4月22日、決済日、平成11年4月26日、発送日、平成11年4月27日。

ア、退職理由欄の修正について、総務課主任が関係書類を受領した際、退職手当請求書の退職理由に「吉田町議会議員選挙、立候補のため」と記述されていたため、勸奨退職が認められない旨を課長補佐に相談したところ、修正の指示を受けた。同主任は既に退職の承認に

より優遇退職制度の適用を受けていることを判断基準とし、見え消しにより、「勸奨退職」と修正した。

イ、退職手当の手引について、事務組合が作成した「退職手当の手引」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためであることが明らかである場合には、勸奨退職として取り扱わないこととされている」との記述があることは、総務課主任以外はほとんど知らなかった。

2、判断、本件監査請求は、元吉田町職員で現在吉田町議会議長の増田宏胤氏が、平成11年4月19日に吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職し、割り増し退職手当が支払われたことについて、増田宏胤氏に係る「優遇退職実施要綱の適用」並びに「退職手当金支払い事務」に関して、監査委員の適切な措置を求めている。

もとより、勸奨退職制度は、人事の刷新、行政能率の維持・向上を図る等のため、任命権者、またはその委任を受けた者によって職員本人の自発的な退職意思を形成させるための懲罰行為であると解され、職員が退職勸奨に応じてその者の非違によることなく退職する場合には、自己都合退職とは異なった取り扱いがなされている。

これらの趣旨を踏まえ、吉田町職員優遇退職実施要綱は、人事の刷新と計画的な人事管理を図るため、職員を勸奨して退職させる場合における優遇措置に関し、必要な事項を定めており、一方、事務組合の「退職手当の手引」も同事務組合退職手当条例の運用について唯一示しているものであるから、これら基準と上記の認定した事実に基づいて、本件監査請求について次のとおり判断する。

(1) 「優遇退職実施要綱の適用」

ア、退職勸奨について。吉田町職員優遇退職実施要綱第3条は、勸奨の時期について規定しており、町長は毎年度6月末日までに退職勸奨を行うことになっている。当時の退職勸奨は、現在のように文書で退職勸奨を行っているのではなく、毎年度榛原郡町村会の申し合わせによって周知され、一定年齢に達した者が退職勸奨を受けている状態にあり、職員も当然周知されていた年齢に達した場合、退職勸奨を受けるとした形態がなされている。

したがって、職員から退職の申し出があった場合（勤続20年以上の者）に、これを勸奨退職とする取り扱いを当時の増田宏胤氏にも適用し、退職勸奨をしていたと判断する。

イ、退職日の繰り上げ日について。退職日の繰り上げについて、その都度町長の裁量の中で手続が行われていたところであるが、増田宏胤氏の場合、家庭におけるやむを得ない事情があることを主因とする一方、町内会から町議会議員選挙の出馬要請を受け、断り切れない状況であったとしている。この点、総務課長は当時の町長に増田宏胤氏の退職勸奨を申し入れた際、増田宏胤氏の特別の事情について、町内会から町議会議員選挙の出馬要請を受け、断り切れない状況であることを報告せず、主に家庭の事情のみを告げている。

本来、優遇退職制度の適用を受けて退職しようとする職員の退職日は、当該年度の3月31日までとしていることを踏まえ、いかなる特別の事情があったとしても職員の退職に関して知り得た状況はすべて報告すべきであった。

(2) 「退職手当金支払い事務」

ア、退職理由欄の「吉田町議会議員選挙、立候補のため」の修正、増田宏胤氏の退職理由について、その主因が家庭の事情であったとする事実は認めるところであるが、町内会から町議会議員選挙の出馬要請を受けて、結果的に選挙に立候補したこともまた事実である。先行して、退職の承認が得られたことに対する優位性もあるだろうが、退職手当請求書の退職

理由欄に「吉田町議会議員選挙、立候補のため」と記載され、総務課主任が勧奨退職の適用にならないと指摘しているにもかかわらず、相談を受けた上司はその優遇退職制度の適用の適否について、再度確認をとらずに修正指示をしたことは、安易な判断であったと言わざるを得ない。

イ、退職手当の手引の運用、吉田町職員優遇退職実施要綱に基づき承認された以後の事務について、当時、県議会議員選挙、町長・町議会議員選挙などの事務従事に忙殺され、退職関係書類の審査を十分に行えなかった事情はあるが、勧奨退職の適用において事務組合退職手当条例の運用について唯一示している「退職手当の手引」を十分確認せずに進めたことは、当該事務処理を進める上で極めて不適切な対応であったことは否めない。

3、結論、(1) 吉田町職員優遇退職実施要綱の適用については、当時の慣例に基づく勧奨退職と総務課長から伝えられた退職理由から判断した場合、元町長がこの要綱を適用したことはやむを得ない。しかし、職員の退職において特例を認める場合には、その妥当性を十分検証し、判断すべきであったと思料する。

(2) 選挙に立候補するために、選挙告示日の前日を退職日としたことは客観的な事実により明らかであるが、主たる退職の理由は選挙に立候補することではないと認める。

(3) 退職手当に係る手続は、所定の要件が具備され、退職手当の支給に至ってはいるものの「報告・連絡・相談の欠如」「職責に対する事務の甘さ」「退職手当の手引の認識不足」等が散見されているため、事務処理過程については、適切でなかったことを認める。

第4、措置、元吉田町職員増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに退職手当金支払い事務に関する事項については、その事務処理が町職員の緊張感や注意力を欠いたことが散見されている。

本来、優遇退職実施要綱の適用について透明性を図ることや事務組合の「退職手当の手引」を遵守するよう必要な措置を求めるところであるが、既に平成21年6月19日から「吉田町職員優遇退職実施要綱運用指針」が定められているため、措置を行わないこととする。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 以上で監査の結果報告が終わりました。監査委員、御苦労さまでした。

◎議案第37号～議案第39号の一括上程、説明

○議長（増田宏胤君） 続きまして、議案上程を行います。

第37号議案から第39号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 平成22年第3回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例等の一部改正について2件、条例の制定について1件の合計3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第37号議案は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、児童手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号）が本年8月1日に施行されることに伴い、これまで母子家庭のみの支給であった児童扶養手当を父子家庭の父を新たに支給対象とする内容の条文を追加することにつきまして、お認めいただくものがございます。

なお、この条例は、平成22年8月1日から施行するものがございます。

第38号議案は、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第86号）の施行に伴い、自宅に係る住居手当が廃止されているところから所要の改正をするものがございます。

第39号議案は、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の制定についてでございます。

本議案は、より多くの町民の皆様が親しまれ、障害者同士、障害者と地域住民の交流の輪が一層広がる施設として、本年10月開設予定の吉田町総合障害者自立支援施設を設置すること及び管理について必要な事項を定める内容の条例制定をお認めいただくものがございます。

以上が上程いたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長兼防災監 中村久義君登壇〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 総務課でございます。

それでは、37号議案について御説明申し上げます。

第37号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

提出議案の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

本議案は、児童扶養手当の支給対象をこれまでの母子家庭のみから父子家庭の父まで広げるため児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成22年法律第40号）が平成22年8月に施行されることに伴い、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成22年政令第144号）が平成22年6月2日に公布され、同年8月1日から施行されることから所要の改正を行うものがございます。

改正の内容でございますが、本条例の附則第5条第7項第1号中の、「若しくは第4号」を、「第5号若しくは10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「第8号、第9号又は第13号」を加え、これにより児童扶養手当と消防団員等に係る年金たる損害補償との受給調整の規定を新たに父子家庭の父まで広げようとするものがございます。

また、本条例の施行期日につきましては、附則によりまして平成22年8月1日から施行するものであります。児童扶養手当と消防団員等に係る年金たる損害補償との受給調整につい

て補足いたします。

児童扶養手当とその他の公的年金との受給調整については、児童扶養手当法の中で児童扶養手当の消極的支給要件を定めて調整しています。例えば、父が国家公務員で公務により死亡し、母子家庭となった場合、公務災害補償として遺族に支給される年金は子供がいることによって加算されるため、このような母子家庭世帯には児童扶養手当を支給しないことに調整します。しかし、消防団員等に係る損害補償の給付については、児童扶養手当法の中で調整対象とされていないため、消防団員等公務災害補償条例の中で受給調整をするように規定しております。これまで、母子家庭における受給調整のみを規定していましたが、児童扶養手当法の改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったため、父子家庭における受給調整を新たに規定することが必要となり、結果、本議案の上程に至っているところでございます。

以上が、37号議案の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

よろしく審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 次に、社会福祉課長、水野辰明君。

〔社会福祉課長 水野辰明君登壇〕

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

本議会に上程いたします第39号議案 吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の制定について御説明を申し上げます。

提出議案の5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

吉田町総合障害者自立支援施設設置条例は、現在、平成22年8月末の完成を目指して建設を進めております、吉田町総合障害者自立支援施設の設置及び必要な規定を行うため、新たに制定をしようとするものでございます。

条例の第1条は、施設の設置目的について定めるものでございます。

吉田町総合障害者自立支援施設の設置の目的として、障害者または障害児に対して障害者自立支援法に定める障害福祉サービス等を提供することを目的とし、あわせて障害者等の自立及び共生の社会の実現に資するために、障害者等の自立及び社会参加を促進し、障害者等の福祉の向上を図るということを目的としております。

第2条で施設の名称及び位置について規定をしております。

名称は、吉田町総合障害者自立支援施設とし、位置につきましては、さゆり保育園跡地の代表地番であります吉田町片岡1996番地の1とするものでございます。

第3条は、自立支援施設において行う事業について規定をしております。

第1号は自立支援法第5条第6項で規定しております生活介護事業、第2号は自立支援法第5条第14項で規定しております就労移行支援事業、第3号は自立支援法第5条第15項で規定しております就労継続支援事業、第4号は自立支援法第5条第17項で規定をしております相談支援事業、それから第5号は自立支援法第77条第1項で規定をしております地域生活支援事業のうちの第1項の相談支援事業、それから第4号の日中一時支援事業と定めております。この事業以外に、第2項で町長が必要と認める事業を行うことができるという規定を設けております。

第3項で各事業の定員について規則で定めることとしております。

第4条は、利用者の規定でございます。第1項第1号は障害者自立支援法で定める生活介護の介護給付費または就労移行支援事業、就労継続支援事業の訓練等給付費の支給決定を受けた者、それから第2号は相談支援事業で相談支援の便宜の供与を要する者及び障害福祉サービス利用計画の作成に係る便宜の供与を受け、利用計画作成費の支給決定を受けた者で町内に住所を有する者、第3号で地域生活支援事業の中の相談支援事業と日中一次支援事業に関するものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思っております。

第2項で利用者として、直接障害福祉サービスの受ける者に加えまして、障害者等の自立及び社会参加を支援する者を加える規定で、第1号では、親族の中で、その他の者とは後見人など、法的支援者等を想定しているものでございます。第2号は、障害者等の福祉の向上を目的として活動する家族会等の団体を指しております。第3号では、障害福祉に関するボランティアの個人的な者、第4号ではボランティアの団体等を規定をしております。第5号では、そのほか町長が特に必要と認める者を規定をしております。

第5条は、施設の使用許可を規定したものでございます。自立支援施設の交流ホール及び地域交流室の使用に当たりまして、町長の許可を受けなければならないと規定をしております。

第2項で、許可に際し、管理上必要な条件を付すことができると定めております。

第6条は、使用の制限について規定をするもので、公の施設の使用について想定される不適切な使用について制限を行うものでございます。

第1号として、公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき、第2号として、施設等を損傷し、または滅失するおそれがあると認めるとき、第3号として、暴力団など暴力的不法行為を行うおそれがあると認めるとき、第4号として、これ以外の施設の管理上、もしくは運営上支障があり、使用が不相当と認めるとき。これらに該当する場合に使用の制限を行うというものでございます。

第7条は、許可の取り消し等の規定でございます。

第6条の各号に該当するとき、それから自立支援施設の管理上必要な条件に違反をしたとき、偽り、その他、不正の手段により使用の許可を受けたとき、そうしたときにその使用条件を変更し、または使用、もしくは許可を取り消すことができると定めております。

第8条は、使用料の規定でございます。

交流ホール及び地域交流室の使用料は無料という規定をしております。

第9条は、使用の権利の譲渡等の禁止の規定であります。

施設等を目的以外に使用し、または使用の権利をほかの者に譲渡し、もしくは転貸してはならないというふうな定めをしております。

第10条は、原状回復の義務について規定をしたもので、使用者は、施設等の使用が終わったときに直ちに原状回復を行うことを義務づけをするものでございます。

第11条は、運営委員会についての規定で、自立支援施設の運営に関して適正な運営の確保を図るために、吉田町総合自立支援施設運営委員会を置くこととしております。

第12条は、指定管理による管理の規定でございます。

自立支援施設の管理につきまして、指定管理制度を導入するため、地方自治法第244条の

2第3項の規定に基づきまして、吉田町が指定する者に指定管理を行わせることができると定めるものでございます。

第13条は、指定管理者が行う管理の基準で、本条例及び施行規則の規定に従いまして、管理を行う義務を定めているものでございます。

第14条は、指定管理者が行う業務の範囲を規定したものでございます。

第1号としまして、条例第3条で掲げました生活介護、就労移行支援、就労継続支援事業など、各事業の計画及び実施に関する事、それから第2号としまして、自立支援施設の維持管理に関する事、第3号としまして、このほか、町長が定める業務として規定をしたものでございます。

第15条は、委任の規定で、条例の施行に関しまして必要な事項を規則で定めることとします。

附則でございますが、第1で本条例の施行期日を平成22年10月1日と定めております。それから第2では、自立支援施設内の移行します就労継続支援事業のさくら作業所の根拠条例であります吉田町障害福祉サービス事業所設置条例を、附則上によりまして廃止をするというものでございます。

続きまして、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例施行規則につきまして御説明を申し上げます。

参考資料ナンバー3の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例施行規則の趣旨の規定でございます。

吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の第15条の規則への委任に基づきまして、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、条例第3条第3項に基づきまして、条例第3条第1項で規定をしております施設で実施する事業の定員につきまして規定をするもので、2ページの別表のとおりと定めております。現在の障害福祉サービスの利用の現状を踏まえまして、事業別の定員を定めるものでございますが、生活介護事業の定員を20人、就労移行支援事業の定員を6人、それから就労継続支援事業の定員を30人、地域生活支援事業の日中一時支援事業の定員を5名とするものでございます。

第3条は、利用時間に関する規定をするもので、施設の利用時間を午前8時30分から午後6時30分としまして、ただし書きとして指定管理者が特に必要があると認めたときは、これを変更できるという規定を設けております。

第4条は、施設の休館日について規定をするものでございます。

休館日を土曜日及び日曜日、それから国民の祝日に関する法律に規定する休日と年末年始の12月29日から翌年1月3日までとするものでございます。

第5条は、使用の許可の申請につきまして手続の規定をするものでございます。

交流ホール及び地域交流室の使用許可申請を受けようとする申請者につきましては、3ページの様式第1号の施設等の使用許可申請書を町長に提出しなければならないと定めるものでございます。

第6条は、使用の許可の手続につきまして規定するもので、前条の許可申請書が提出され、受理したときには町長が必要な審査を行い、使用の許可、不許可の決定をしまして、その通知を申請者に行うことを定めるものでございます。

第7条は、使用者の遵守事項を規定したもので、使用の許可を受けた者、または入場者など施設内に入る者につきましては、公共施設の一般的な遵守事項であります火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為、それから、騒音または大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為、動物または他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込む行為、施設、設備等に汚損をするおそれのある行為、営利目的の広告類の掲示、または配布する行為、それから所定の場所以外の場所への立ち入り、所定の場所以外の場所での飲食、こうしたものについて行うこと。このほかに指定管理者が管理上支障があると認めた行為をしないことを遵守事項として定めるものでございます。

第8条は、この規定に定めるほか必要な事項は別に町長が定めるという規定をしております。

附則としまして、この規則の施行期日を条例と同様に平成22年10月1日と定めることとしまして、もう1件、現在あります吉田町障害福祉サービス事業所設置条例施行規則をあわせて廃止をするというものでございます。

以上、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例と吉田町総合障害者自立支援施設設置条例施行規則につきまして御説明を申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 次に、水道課長、岩本忠博君。

〔水道課長 岩本忠博君登壇〕

○水道課長（岩本忠博君） 水道課でございます。

本臨時会に上程いたします第38号議案 吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページ及び参考資料ナンバー2をごらんください。

本議案は、人事院勧告に基づきまして、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正の施行に伴い、自宅に係る住居手当が廃止されましたことから、吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

第6条中、次に掲げる職員を「自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）に改め、同条各号を削ろうとするものでございます。

また、施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第4、第37号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

○議長（増田宏胤君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第5、第38号議案 吉田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） 8番、八木です。

ちょっと2点ほどお伺いしたいんですけども、今回のこの企業職員の条例改正に伴いまして、現在、今回の改正はいわゆる自己所有の住宅に住んでいる職員の方の住居手当がなくなったということがございますけれども、これは該当する職員は何人ぐらいいらっしゃるって、それから、その金額的にはどのぐらいなのかということがわかればお教えいただきたいと思っております。

それから、もう1点なんですけど、町の職員につきましては、昨年の11月25日に開かれました臨時会において、やはりこの条例改正が議決されて、昨年の12月1日から町の職員については施行されておるわけですけども、そうしますと、今回の企業職員の適用が、改正がちょっとタイムラグが半年ぐらいあったわけなんですけども、実態的にはこれは総務課長さんにお尋ねしたほうがいいかと思うんですけども、この住居手当は、町の職員については、昨年の12月1日から支払っていませんよ、この企業職員については、これが通ってから支払わないよというアンバランスな状況にあったと思うんですけども、実態的にはどうであったのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 水道課長、岩本忠博君。

○水道課長（岩本忠博君） 該当者につきましては、3名おりました。金額につきましては、月額2,500円、こういう規定になっております。この規定につきましては、町の一般職員の規定に基づいておりましたので、議員さん御指摘の昨年末の臨時会で改定されております住居手当につきましては、もう既に一般職員につきましては廃止されて、金額についても廃止されておりますので、水道課の職員につきましても12月から支給はされておられません。ただ、

この条文だけ残していたという状況にあります。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） 企業職員についても町の職員と同じように昨年の12月1日からこの規定を既に適用していましたということでございますけれども、そもそも、僕はそういうことはだめだよということは言う気はないんですけれども、条例を本当にこのとおりに考えれば、この条例というのは、やはり公布の日から施行するということになっております。この条例というのは要するに条例改正のための条例なんですね。そうしますと、条例の適用というものが、町の職員の場合と本来は変えなければいけないというふうに思うんですけれども、その辺、これは給与関係担当のほうの総務課長さんにお伺いしたいんですけれども、総務課長さんの見解としてはどんなものでございますでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） そもそも本来は、企業職員も条例改正後、今までは一緒に来ていたんですけれども、なぜここがこれだけおくれたかどうかわかりませんが、先ほど水道課長がおっしゃったように一般の職員に倣うということなものですから、条例はそうなっていますけれども、一応、適用のほうが一般職員と同じような形でやらせてもらっています。

○議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） 了解しました。そういうことだと、いわゆる企業職員に適用される条例というものが、これだけであるかどうかというのは、ちょっと私自身わからないんですけれども、そういう意味で、今回たまたまこういう条例改正が出てきたんですけれども、ほかにもやはりこういう町の職員には適用されていて改正されているけれども、企業職員等もそういう条例があるよというもので、町の職員のものについての改正されている部分で企業職員についての条例改正がされていないとか、そういう漏れがないようにチェックされるように、ぜひお願いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第6、第39号議案 吉田町総合障害者自立支援施設設置条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村でございます。

本施設については、10月オープンということで大変障害福祉に理解をしてくださって期待しているところでございます。

まず、10月にオープンということで利用者がいるわけですが、現在、マーガレット、あるいはさくら作業所の利用者がそちらへ移行していくとは思うんですが、そういう中で今度は施設名が変わりますと、自立支援の介護給付とかそういう制度の中で、施設名が変われば多分契約関係になっていると思います。その契約変更に、事業者と利用者ですが、それについての契約変更の手続とか、そういう説明は今どのようなになっているかということが1点と、もう1点は、やはりマーガレットとさくら作業所については、現在、やまばとさんのほうで指定管理をしております。今度の自立支援の施設も指定管理で12条を見ますと、そのような形になっていくとは思うんですが、その辺の今スケジュール的なものとか、この辺もどのようにされていくのかと、この2点をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 1点目のサービス事業所等の変更の周知ということでございますが、本施設の建設計画の段階から、家族会を初め、各団体を通して説明させていただいております。窓口等でも同様の説明をさせていただいておりますが、今回のサービス等の具体的な移行の手続等につきましては、各施設長のほうから御説明いただいております。当然、窓口で御質問等があれば、そうした中でお答えをしていくという形をとっております。

それから、指定管理の件でございますが、施設の指定管理につきましては、9月の議会定例会の中で、施設の指定管理者の指定につきまして議案としまして上程させていただくという予定でありますので、こちらにつきましては、そのようなことでお願いいたします。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） どうも説明ありがとうございました。スムーズな移行が行われるように要望して、質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

まず、自立支援施設の交流ホール及び地域交流室を設けたということで、全国的に見ても先進的な施設で今回うちの町は設置するわけでございますが、そのこの箇所を設けた目的というものを、少し御説明をお願いしたいと思います。

2点目は、定員に関してでございますけれども、先ほど課長のほうからの御説明で、現状を踏まえた定員になっているということで人数を設けているわけでございますけれども、施

設のほうの間仕切り等を移動することによって、今後の各事業の定員に基づく人数の変化があった場合、その辺のところもフレキシブルに対応するような予定であるのか、また今後の需要予測というんですか、こういう施設があることによって町外からもお見えになる方々が転入される方々も想定されるわけございまして、そういった場合ですけれども、定員の動向等、それも十分吟味されていると思うんですが、その点はどうなのか。また、現状の人数に対してどの程度の、現状8割でそれプラスの2割の定員にしたのか、その辺の現状との差を説明をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 御質問のまず1点目の、交流ホールの施設の目的でございますが、こちらの施設につきましては、障害者、それから健常者を含めました地域の方が、この施設において積極的に交流を図るといような施設としまして設置をしたというものでございます。そのために今回、この使用規定を設けております。

それから、定員の関係でございますが、まず順に申し上げますと、自立支援の就労継続型の今現在の状況でございますが、さくら作業所が現在登録者が21名おります。この方をまず念頭に、定員をある程度余裕があります30名と設定したということでございます。

それから、生活介護の関係では、今現在、地域活動支援センターとして今やっております方、この方が主に対象になるというようなことであります。この方が今現在、9名の方が登録をしておるとい状況であります。今後の需要を見込んで定員を20名としたというものでございます。

それから、障害児放課後児童クラブの関係でございますが、現在、登録者は17名おります。この定員につきましては、その日の利用者というようなことで、今現在の利用者が日中5名であるということでもありますので、そのものを5名というような定員で見込んでおるといものでございます。それこそ今後の需要の関係でございますが、急激にこうしたサービスの利用者が増えるということは考えられないというようなこともありますので、そうしたものも含めて定員を定めております。

それから、この障害福祉サービスの就労支援、それから移行支援、生活介護につきましては、サービス事業所としてここに設置をしますので、町外の方も当然受け入れをするという形になります。ただし、施設にはなるべく指定管理者のほうには吉田町の方を優先して入れていただきたいというようお願いをしていくということと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番です。

まず、交流ホール及び地域交流室の目的ですけれども、健常者の方々と障害者の方々との交流を主目的として、そういったものを設けたといたことになっているわけなんです、そうしますと、前条になるわけなんですけれども、前条の2項になるわけなんです、これが交流ホール及び地域交流室に対する利用の利用者の制限になっているとは考えにくいんですが、ここの地域の方々との交流を念頭に置いたときに、そういった方々というのは、5号の町長が特に必要と認める者になるのか、4条はあくまでもこの自立支援法に基づく施設利用の方の利用に関することとしての規定なのか、そうなった場合、今度使用の許可のところの第5条の2項なんです、町長は前項の許可をするに際しということになっていますと、

どうもその辺のところの理解度が私ちょっと理解しにくいんですが、その辺のところであるならば、こちらのほうの施行規則の中に、地域と触れ合いを主目的とするための利用は促進するようなことをそういったほうがよろしいか、何かの場面でそういったものをうたわないと、そういった地域の方々がこの施設を使って障害で一生懸命努力されている方々との交流をもって行おうと思ったとき、なかなかこの設置条例等を見ただけでは、ボランティアに参加しなければまずいとか、そういう関係団体の関係者でなければならぬとかいったような誤解で、地域の方々が自由にそこにお邪魔して交流をしようと思っても、なかなか難しいようなイメージが、誤解を受けるような形がされるようなことでありますので、この条例を直すということではなくて、できてから、そういったことのPRもあくまでも地域に根づいた施設でありますよというものを出すような形で、どのようなお考えなのか、その点について前段の部分の1点と、後半のPRに関しての2点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） まず、1点目の地域との交流ということであると思います。

この施設が、一義的に場所が福祉サービスの提供ということ、まず第1に考えております。このサービス等が妨げになってはいけませんので、そういった意味で、こうした交流の場をこちらのホールと地域交流室に使用を限定しているというところであります。

それから、利用者の範囲というようなことでありますが、この第4条で定めております障害者の方の福祉の関連をすとかというようなことを定めております。それからこの中の第5の町長が特に必要と認めるものというものを今現在想定しておりますが、地域団体等、そうしたものを想定しておるということであります。無制限に何人も利用できるという形になかった趣旨につきまして、先ほども申し上げましたサービスの提供をまず第一義的に考えているというようなことです。余り多くの利用が逆にあり過ぎても、この施設の運営自体に大きな負担になっても困るなということもありまして、こういうような定めにしてあります。当然、施設の交流のPRにつきましては、今後、指定管理者が決まりましたら指定管理者、それから行政、それから今現在、障害の関係の指導員等の委嘱されている方もあります。あるいは障害者の家族会、身障福祉会等の団体、そうしたものをお知恵を借りながらなるべく開けた形の運用をみんなでつくっていくというように考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番です。趣旨はもちろんわかります。第一義の目的が最優先であるということは理解できるわけでございますけれども、従来型の施設ではなく、今回新たなコンセプトをもって、この交流という場を設けゾーニングをしてその施設を新たな方式により設計監理を行ったということでもありますので、そのところの優位性というんですか、そのものを残していただく。また、あそこは福祉ゾーンでありますので、はあとふる、児童館、保育園という形で3世代の方々が交流する場所でもありますので、その場所に新たな障害を患っている方々が自立をする手段としてそこに入ってきたということでもありますので、いろいろな交流が考えられると思いますので、第一義のことは守っていただくとともに、新たな展開を図るような形での福祉ゾーンとしての地域との創造をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

それこそ下片岡地域、我が地域に新しいいい施設ができたということで、大変感激をしておる気持ちであります。その中で、利用者という形の中で第4条の2にあります同法第32条に規定するサービス利用計画作成費の支給決定を受けた者で、町内に住所を有する者、これは定員、いろいろ事業区分もあるようですが、4つに分かれておるようですが、もしこの施設に町外からお世話になりたいと、こういう方々がございましたら、どのような判断をされるかひとつ伺いをいたします。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 第4条の2項につきましては、相談支援事業に関する内容のもので、この方を町内に住所を有するものという定めにしております。相談支援事業、当然医療、それから福祉、そうしたものをその方の状態に応じてつないで連携を図るという趣旨の事業でありますので、当然、町外の方であってもそうした方が来た場合には、町外の所定の部署、あるいはそうした相談支援事業の窓口等を紹介する。あるいは結びつけるというようなことで対応していくということが考えられます。当然、この中で町内住所というようなことで申しておりますのは、この相談支援事業は、あくまでも主として町の中の方を対象として相談に乗っていくという趣旨でありますので、全く町外の方が来ても、その方が門前払いだよということではないというように考えていただきたいと思います。

以上です。

〔「はい、了解」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

追加日程の資料を配付します。

5分間休憩をとります。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時37分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎追加日程について

○議長（増田宏胤君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、7番、永田智章君から発議案第7号 静岡県立高等学校第二次長期計画における吉田高等学校の再編整備計画に関する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 追加日程第1、追加議案の上程を行います。

発議案第7号 静岡県立高等学校第二次長期計画における吉田高等学校の再編整備計画に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者永田智章君の説明を求めます。

7番、永田智章君。

〔7番 永田智章君登壇〕

○7番（永田智章君） 7番、永田智章です。

発議案第7号 静岡県立高等学校第二次長期計画における吉田高等学校の再編整備計画に関する意見書を提出したいと思えます。

上記議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

内容につきましては、文章の朗読をもってかえさせていただきます。

発議案第7号 静岡県立高等学校第二次長期計画における吉田高等学校の再編整備計画に関する意見書、上記議案を別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年7月15日提出、吉田町議会議長、増田宏胤様、提出者吉田町議会議員、永田智章、賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司君、同じく枝村和秋君、同じく市川陽三君、同じく杉村嘉久君、同じく藤田和寿君、同じく片山 武君、同じく八木宣和君、吉田町議会議員、大塚邦子君、吉永満榮君、同じく勝山徳子君、同じく河原崎昇司君、同じく八木 栄君、同じく増田宏胤君。

静岡県立高等学校第二次長期計画における吉田高等学校の再編整備計画に関する意見書。

平成17年3月に静岡県教育委員会が策定した静岡県立高等学校第二次長期計画において、吉田高等学校と大井川高等学校の再編整備計画が明示されました。その後、本年3月26日に県教育委員会臨時会が開催され、吉田高等学校と大井川高等学校を統合して新校地を大井川高等学校とし、平成25年4月から開校すると決定し発表されました。

しかし、吉田高等学校は開校以来「国際人を育てる」校風のなかで、長い年月をかけて地域とともに育ち、町の将来を担う子供たちの教育環境の場であるとともに、町の教育文化の一翼を担っており重要な存在となっております。

特に創設時の英語科、保育科、その後学科改編された福祉科などの吉田高等学校の持つ特色ある教育課程は、現代の少子高齢化、国際化に先見的に対応した取り組みであり、その多くの卒業生が地元企業、団体に就職し、地域福祉の現場などで活躍するなど、地域に貢献する人材育成を実践しております。

現在示された再編整備計画は、どのような理由で統廃合の対象となったのか、子供たちの教育環境をどのように整備され周知しようとされるのか、町をはじめ関係者にとって重大な問題であります。これまで3万人余にも及ぶ統廃合の反対署名が集められ、卒業生をはじめ地域住民の多くがこれに賛同しています。

伝統ある高等学校の再編という大変重要な計画は、その計画の策定段階から、地元への十分な説明と地元とともに最善の方策を議論すべきであると考えます。しかしながら、地元への十分な説明もなく策定公表された計画により再編されることは、到底納得できるものではありません。

よって、県及び県教育委員会は「静岡県立高等学校第二次長期計画」における吉田高等学校再編整備計画については、吉田町にとって喫緊の重要課題であり、上記を踏まえ特段の配慮をされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成22年7月15日、静岡県知事及び静岡県教育委員会教育長あて、静岡県榛原郡吉田町議会。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

永田議員、御苦勞さまでした。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 以上で、平成22年第3回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様にはお忙しいところ、臨時会に足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。

また、当局が出しました議案等につきましてお認めいただき、ありがとうございました。

さて、皆様にお話ししておきたいことがございまして、こうして立っているわけでございますけれども、監査結果報告書が出されました。皆様におかれましてはこの後、家に持ち帰られて中身について十分吟味されるところでございますけれども、私は監査委員の意見というものは行政の運営について、こうこうしなさいという一つの勧告的な意味合いを持っていると、こんなふうにして、本来的に申し上げれば、深くそれを受けとめなければならぬと思っております。今回の監査結果報告の中で見て、非常に難しい問題が提起されましたので、議員の皆様にもともに考えていただきたいと思っておりますので、ここで改めてお話し申し上げたいと思っております。

きょう皆様に渡された監査結果報告によれば、増田宏胤氏の退職はその主因が家庭の事情であることを認めつつ、元町長がこの要綱を提起をしたことはやむを得ないと結論づけております。一方、判断の中では、吉田町職員優遇退職実施要綱の趣旨について、人事の刷新と計画的な人事管理を図るためと論じられております。つまり、吉田町職員優遇退職実施要綱は、組織の都合によって運用されるものであるということになります。この監査結果報告では、過去における家庭の事情である退職について優遇退職制度を適用したことを是認しております。家庭の事情とは自己都合であり、組織の都合ではないわけでありまして。しかるに、吉田町監査委員の見解として、自己都合でも優遇退職制度を適用できることを認めたこととなります。皆様にもよく考えていただきたいのですが、自己都合でも優遇退職制度が適用される、制約のない退職申し出時期、制約のない退職時期を前提とする優遇退職制度は、組織の人事管理を崩壊させるルールであると思っております。

こうした制度を運用することは公の利益につながらないと考えております。しかるべき日に、私は監査委員に対してこのような監査結果報告を出されたことにつきまして、教を請うつもりでございます。今申し上げたように、自己都合で退職することが優遇退職制度を受けられるということであるとするならば、ゆゆしき事態がここに起こります。非常に重い見解を出されたわけで、私は昨日、私の部下ともども副町長もそうでございますけれども、はっきり申し上げて、頭を抱えてしまいました。自己都合を優遇退職制度で認めるという監査委員の見解について、私は非常に憂慮しております。

議員の皆様におかれましても、ぜひとも家にお帰りになりまして、この監査結果報告書を熟読玩味して、この監査委員の見解というものが行政運営に及ぼす影響、特に人事管理に及ぼす影響というものにつきましてよろしく御勘案賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますけれども、私の閉会のあいさつにいたします。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は、諸議案の審議をいただきましたが、議員各位の御協力により慎重審議をいただき閉会の運びとなりましたことを、心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） それでは、以上をもって平成22年第3回吉田町議会臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時50分